

高知県幼稚園児等見守り体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県幼稚園児等見守り体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、通園、通学時等における幼児、児童等の安全確保に向けた取組を強化するため、市町村及び学校法人等の学校設置者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う際において必要となる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) I C Tを活用した子どもの見守り支援事業
- (2) 登降園管理システム導入支援事業

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱に準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、各施設を所管する大臣が定める耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 前号の規定により、教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は各施設を所管する大臣が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付決定)

第6条 教育長は、第4条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容及び補助金の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 令和4年9月5日以降で交付の決定前までに行われた事業に要する経費についても、適正であると認められる場合には、補助金の対象とすることができます。ただし、国、県、市町村等の他の補助事業において補助を受けている、又は補助を受ける予定がある経費については、補助金の対象としない。

(遂行状況の報告及び調査)

第7条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 教育長は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査し、又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかつたとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第8条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を超えない場合は、提出を要しない。

3 教育長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

(情報の開示)

第12条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月5日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条第5号から第8号まで及び第11号並びに第10条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表第1（第3条関係）

1 補助事業名	2 補助対象施設	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
I C T を活用した 子どもの見守り支 援事業	幼稚園(幼稚園型認定 こども園を含む)	1 施設当たり 200,000 円	I C T を活用した子ど もの見守り支援事業を 実施するために必要な システム等の導入費 用、機器の購入費、リー ス料、工事費等	4/5 以内

※ 補助金の額は、上記別表第1の第3欄に定める補助基準額と同表第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

別表第2（第3条関係）

1 補助事業名	2 補助対象施設	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
登降園管理システム導入支援事業	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)	1 施設当たり 700,000円	登降園管理システム導入支援事業を実施するためには必要なシステムの導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等	4/5以内

※ 補助金の額は、上記別表第2の第3欄に定める補助基準額と同表第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

別表第3（第5条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。